



大阪大学ハラスメント相談室

第17号 平成31年3月

ハラスメント相談室だより

3月になりました。何かと忙しい時期ですが、いかがお過ごしでしょうか？
ハラスメント相談室だより第17号をお届けします。

ハラスメント相談室のホームページ、ご存じですか？

大阪大学HP「ハラスメントの防止等」をご覧になったことはありますか？
HPでは、相談室の相談曜日・時間帯、相談員の名簿、基本方針・規程やガイドライン等を掲載しております。

ガイドラインの中では、次のことに言及しております。

セクシャル・ハラスメント等に関するガイドライン

- ・ハラスメントをしないための基本的な心構え
- ・ハラスメントの被害にあったときの基本的な心構え
- ・ハラスメントを見かけたときの基本的な心構え

アカデミック・パワー等ハラスメントに関するガイドライン

- ・ハラスメントを防止するための基本的な心構え

お時間のある時に、ぜひご一読ください。

コラム 相談員からちょっとひとこと

ハラスメントの共通認識

相談室の相談員は依頼があれば随時各部局に赴き研修を行います。

最近あるパワハラ研修で「我々の学生の時は死ぬ気で勉強した。休みが欲しいなどは誰も言わなかった」とのご意見をいただきました。聞くことの多いご意見です。おそらくその方の学生時代はおよそ40年前のこのようにお見受けしました。

例を挙げましょう。40年前のその頃、職場での喫煙は広く認められており、研究室や事務室、どこの職場でもデスクに灰皿を置いている人は多くいました。(灰皿の始末もお茶汲みも多くは女性の役割とされていた時代です)けれど、段々と喫煙の毒性と副流煙など周りの人への悪影響が周知され、世界的な禁煙の流れもあって2003年健康増進法ができ、公的な場所での喫煙は厳しく抑制されました。今や大阪大学構内は全面禁煙です。若い世代にとっては、いつでもどこでも喫煙できた時代が信じられないのではないのでしょうか。

職場でタバコを吸って「良い」から「よくない」への変化は劇的でした。共通認識は時代によって変わることが禁煙問題でよく理解できますね。

ハラスメントの問題は喫煙問題ほど分かりやすくはないのですが、それでも「これまで許されてきたことが段々と許されなくなる」という意味ではよく似ています。大学は公的な存在ですからすべての構成員が変化する共通認識に敏感でないと古い時代を知らない世代と摩擦を起こすことになるでしょう。

さて、研修に行ってもう一つよくある質問が「どこからダメなのか事例を上げて欲しい」というものがあります。ハラスメント相談室のリーフレットなどでわかりやすく説明していますが、一つ一つのケースによって対応は微妙に変わってきます。本当に必要なことは問題を芽のうちにに取り上げ議論し、広く受け入れられるようなハラスメントについての共通認識を作り上げていくことだと思います。阪大スタンダードとも言うべき共通認識を作り上げられるのは現在の構成員のみならず、将来的にも望みます。

大阪大学ハラスメント相談室（秘密厳守）

豊中地区 06-6850-5029(ハラスメント全般)
06-6850-6006(アカデミック・パワー等ハラスメント)

吹田地区 06-6879-7169(ハラスメント全般)

箕面地区 072-730-5112(ハラスメント全般)

大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh



大阪大学
「ワニ博士」

編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室

〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp